

愛知地方最低賃金審議会
第1回愛知県最低賃金専門部会議事録

令和元年7月26日(木)

午後1時30分～午後2時10分

愛知労働局2階 北大会議室

出席(公益代表委員) 服部委員(部会長)、中山委員(部会長代理)、小野木委員
(労働者代表委員) 木戸委員、浜 委員、三屋委員
(使用者代表委員) 浦山委員、梶原委員、澁谷委員
(事務局) 黒部労働基準部長、近藤賃金課長、山田主任賃金指導官、
村瀬賃金指導官、吉田賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬賃金指導官

愛知地方最低賃金審議会 第1回愛知県最低賃金専門部会を開催します。本日、委員全員出席のため定足数を満たしています。

本日は第1回の専門部会であり、部会長及び部会長代理が選出までの間、事務局において進行します。

なお、委員の辞令は、お手元に配付しています。

本日の資料として、7月22日と昨日の25日に開催されました中賃の目安に関する小委員会で配付された資料を2セット配布しています。

専門部会委員は、資料No.1の委員名簿のとおりであることをご紹介します。

議事に入ります。

最初に「部会長及び部会長代理の選出について」です。最低賃金法第25条第4項により準用する最低賃金法第24条第2項により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとの規程があります。当愛知局においては、従来から公益委員の互選結果を承認いただく慣例となっています。従って今回もその方法で進めることに承認いただけますか。

(全委員承認)

村瀬賃金指導官

部会長及び部会長代理については、予め公益委員全員で協議されていますので、その結果を公益代表の小野木委員より発表願います。

小野木委員

あらかじめ公益委員全員で協議した結果を発表します。部会長候補に服部委員、部会長代理候補に中山委員となりました。

村瀬賃金指導官

ただ今の報告について承認をいただけますか。

(全委員承認)

村瀬賃金指導官

それでは、服部部会長に挨拶をお願いします。

服部部会長

部会長に選出された服部です。愛知県最低賃金の確定審議のために円滑な審議に努力したいと思っておりますので皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

村瀬賃金指導官

以後の議事進行について、服部部会長にお願いします。

服部部会長

以後の議事進行について部会長として担当いたします。

本日の議事録の署名は、労働者側は浜委員に、使用者側は梶原委員にお願いします。

では、議題（２）「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について」です。事務局から説明願います。

山田主任賃金指導官

説明します。資料No.2、愛知地方最低賃金審議会・愛知県最低賃金専門部会運営規程（案）を御覧ください。

愛知県最低賃金専門部会では、毎年審議の都度、委員の推薦公示を行った上で委員の選任を行い、最低賃金の改正決定が終わった段階で委員を解任とし、運営規程についても毎年確認いただいています。

運営規程第1条には、専門部会の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程によるとなっております。

第2条では、この部会の会議は、部会長が必要と認めたときに召集する。ただし、第1回会議については、部会長が選出されておらず、局長が召集するとなっております。

第4条では、部会長が会議の議長となって議事を整理するとなっておりますほか、第3項では、部会長が必要と認めるときは委員でない者の説明意見を聴くことができるとなっております。

第5条では、会議は原則として公開するとされています。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができるとなっております。

第6条では、会議の議事について、議事録を作成して部会長及び部会長の指名した委員2名が署名することとなっております。第6条の第2項では、議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合には、議事録の一部又は全部を非公開とすることができるとなっておりますほか、第3項では、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとされています。

第7条では、部会長は専門部会が議決を行ったときは、愛知地方最低賃金審議会会長に報告するとなっております。

運営規程（案）の説明は以上です。

服部部会長

今事務局から運営規程の説明がありましたが、これに関し質問等ありますか。

（質問なし）

服部部会長

では、本専門部会運営規程（案）について確認いただいたので、（案）を取り、附則第1条の施行日を、本日、令和元年7月26日として、この運営規程により運営していくこととします。

次に議題（３）「意見聴取に関する公示による意見について」です。これについて事務局から報告願います。

近藤賃金課長

先般、審議会において賃金の改定にあたり労使に対し意見公示を行いました。その結果労働者団体8団体、使用者団体1団体より意見書の提出がありました。これら意見書は次回の審議会で報告しますが、本日の専門部会においても議論の参考となるものであり説明します。なお、労働者団体8、使用者団体1の名簿については、本日の次第の裏面に一覧として付けています。また、意見書の写しを、本日の参考資料として次第の後ろに付けています。

これら意見の概要について、説明します。なお、改正の審議以外の事項に係る説明は省略します。

参考資料1から8まで、労働者団体は17ページから53ページまでとなりますが、時間の関係もあり、まとめて説明します。

8件すべてにおいて「最低賃金額を1,000円以上とするよう」求めています。また、多くは「さらに早期に1,500円を目指すべき」としています。

その主な理由として、「生活維持水準の確保のため、まずは、1,000円に、その後速やかに1,500円にする必要がある」というものです。

次に、「専門部会を公開するよう」という意見が8件のうち2件ありました。その理由として、「最低賃金制度は関心事であり、広く県民に知らせるべき」というものです。

次に、「専門部会の議事録を公開するよう」という意見が8件のうち3件ありました。その理由として、「審議内容は、県民が知る権利がある」というものです。

次に、「審議会や専門部会において意見陳述を求める」という意見が8件のうち5件ありました。その理由として、「これら意見申し出団体の労働者の声を直接委員に聞いてほしい」というものです。

このほか「女性や子どもの貧困をなくすため」とか、「男女の賃金格差を是正し、均等待遇実現のため」として、それぞれ最低賃金の大幅引き上げを行うべきという意見や、「最低賃金の決定にあたり『地域労働者の生計費』と『実際の賃金』を根拠として判断されたい」との意見もありました。

労働者団体の各意見では、以上のほか、すべての団体から「全国一律最低賃金の実現を中央最低賃金審議会に強く働きかけられたい」との要望もありました。

さらに、審議会の委員選任についての御意見もありましたが、本日の部会での審議事項ではないため説明を省略します。

続いて、資料9 55ページになります。使用者団体からの意見書です。名古屋タクシー協会からは、「『骨太方針2019』にある政府の意向に追随するだけでなく、中小企業タクシー事業者の賃金支払い能力を踏まえた審議をされたい」という意見がありました。

その理由として、「タクシー業界では生産性向上・安全への新規投資や燃料費高騰などの経費増の環境の中、賃金の引き上げは生産性向上を実現してこそ可能である。タクシー需要が減少する中、賃金の引き上げは人件費の割合をさらに上昇させるため、総営業収入の低下や、設備投資の滞りなどを助長するのではと強く懸念する」というものです。

以上です。

服部部会長

ただ今、意見書について説明がありました。ここでは、事務局からの説明に留め、意見書の内容にかかるところについては今後の議題で触れていきたいと思えます。

議題(4)「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について」に入ります。

ここでは、本部会の公開、議事録の公開及び意見聴取の3点について確認をします。

まず本専門部会の公開について意見を伺います。運営規程5条を御覧ください。5条では、

会議は原則として公開とするとなっています。また事務局から、労働者団体から提出のあった意見書の中で、専門部会の公開を求める意見書があるとの説明がありました。このことを踏まえて、意見をお願いします。これまでは、本専門部会では、金額審議に係る率直な意見交換をするために、会議は非公開としてきました。

本年度の取扱いについて、労働者側委員の意見はいかがですか。

浜 委員

率直な意見交換のため従来非公開でやってきており、今年もそのかたちがよいと思います。

服部部会長

使用者側の意見はいかがですか。

梶原委員

昨年どおり非公開というかたちがよいと思います。

服部部会長

労使の意見は従来どおりという答でしたので、本専門部会については、本年度も非公開とします。

次に、専門部会運営規程第6条第2項を御覧ください。部会議事録の公開について意見を伺います

先ほどの部会の公開と同じく、労働者団体からの意見書において、議事録の公開を求める旨申し出があるとの事務局からの説明がありました。このことを踏まえまして、意見をお願いいたします。

なお、昨年度までは、議事録は非公開として、議事要旨を公開する扱いとなっています。労働者側委員の意見はいかがですか。

浜 委員

こちらも従来どおりのやり方をお願いします。

服部部会長

続いて使用者側委員の意見はいかがですか。

梶原委員

昨年同様議事要旨だけでお願いします。

服部部会長

それでは、例年どおり議事録は非公開とし、議事要旨のみ公開とします。

意見聴取について、意見を伺います。専門部会運営規程第4条3項を御覧ください。これによると、専門部会は部会長が必要と認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聞くことができるとなっています。また、事務局から説明があったとおり、意見書において意見陳述の要望が出されています。こういう点を踏まえて、各委員からの意見を聞きたいと思います。労働者側委員の意見はいかがですか。

浜 委員

意見書を事務局から事前にいただき目を通しています。我々が訴えていく内容とほぼ一緒かと思しますので、意見陳述は必要ないかと思います。

服部部会長

はいわかりました。続いて使用者側委員の意見はいかがですか。

梶原委員

私共も事前にいただいています。この内容を踏まえ審議すれば、なしてよろしいかと思えます。

服部部会長

それでは労働者側、使用者側いずれも意見陳述は必要ないという意見ですので、本年度専門部会においても、意見聴取は行わないということで決定します。

続いて議題（５）「令和元年度愛知県最低賃金の改正について」に移ります。事務局から説明願います。

近藤賃金課長

本日添付の資料３を御覧ください。

３ページ 資料３は、昭和６３年以降の愛知県最低賃金の引上げ状況の推移の表です。

４ページ 資料４は、平成３０年度の全国の地域別最低賃金の改定状況の一覧表、ＡランクからＤランクの順で並べたものです。

５ページ 資料５は、愛知県が取りまとめた ２０１９年の春闘結果の分析です。内容の説明は、省略します。

１１ページ 資料６は、今年度、愛知労働局において実施した 最低賃金基礎調査の結果総括表です。県内全産業を合わせたデータです。なお、現在まだ未集計の標本もあるため、本日の資料は暫定値です。

なお、統計の集計にあたり、昨年までは事業所数を基に復元していましたが、本年度は労働者数を基に復元しています。これは全国一斉で、労働者数による復元をすることにより本年度から取扱いが変わったためです。統計のルールからいえばどちらの方法も認められているのですが、結果として復元処理の方法により若干の数値の違いが出てくる場合があります。

１１ページ、一番左に金額があり、真ん中の８９８円の上のところに赤い線が引いてあり、ここが現在の最低賃金のラインです。この金額のすぐ右側、左から二つ目のところが、全労働者にかかる数値になっていますが、８９７円のところで３、３１９人 ０．５％となっています。よって、見方としては、この調査の結果、暫定値ですが最低賃金の未満率が０．５％ということです。なお、試しに本年度の事業所数で復元したところ、同じ０．５％という数値になりました。

１４ページ、集計結果を男女別で分析したものです。見てのとおり女性の場合は、短時間労働者などが多いため、分位数５％層の第一２０分位、１０％層の第一１０分位、２５％層の第一４分位それぞれ最賃額に近いところにそれらの層があるということが分かります。

当局の資料説明は以上ですが、中央最低賃金審議会の資料も、本日机上に配布しており、簡単に説明します。

７月２２日月曜日１５時から第２回目安に関する小委員会配付資料とあるものについて、この資料の３ページに資料１として、中央最低賃金審議会で、目安を決める際に参考とする本年度厚生労働省で実施した賃金改定状況調査の調査結果が載っております。この調査結果の７ページ及び８ページが、昨年と比した賃金上昇率を示した第４表です。

１５ページから１８ページまで 資料２として、生活保護と最低賃金のグラフと、都道府県別比較のデータが付いています。

19ページ 資料3として、未満率、影響率の一覧となっており、19ページは平成20年以降の地域ランク別の表、20ページと21ページは都道府県別の未満率と影響率の表とグラフです。この表とグラフは、基となる統計が違っています。傾向は似ていますが、基にした統計の違いから数字に違いが出ています。

23ページ以降、資料4は、平成30年度賃金構造基本統計調査の結果を分析した賃金分布資料です。

24ページ、四つのグラフのうちの右下に、愛知の一般労働者及び短時間労働者を合わせた労働者全体の賃金分布を示すグラフになっています。同じページに東京、神奈川、大阪が載っていますが、愛知の場合は、わりあい立ち上がりきれいなかたちになっています。

同様のグラフが次に37ページになります。右下には一般労働者に限定した愛知県の賃金分布データがあります。

50ページ、右下には、短時間労働者に限定した愛知県の賃金分布があります。

次に63ページ 資料5は、内閣府が出した月例経済報告、本年の6月分の主要経済指標の動向をまとめたものです。

さらに111ページ 資料6は、厚生労働省及び中小企業庁が実施しています事業場内の最低賃金額引き上げに向けた、中小企業・小規模事業所を支援する制度をまとめたものです。なお、ここに書かれた各種支援の平成30年度の実績が、本日お配りしたもう一つ中央最低賃金審議会の資料に載っています。

最後に、119ページ以降、第1回の中賃の小委員会内での要望により追加された、学卒初任給、パート労働者の都道府県別募集金額、春闘妥結状況、地域最賃額の格差の推移の資料です。

説明は以上です。

服部部会長

事務局からの説明に関し質問、意見などありますか。ないのであれば、現時点における最低賃金の改正に向けて労使各側の基本的な考えを伺います。まずは労働者側、いかがですか。

浜 委員

労働側の基本的な考え方を述べます。

毎年、地賃については、春季生活闘争等の賃金引上額などを参考に、引上額が検討されることとなりますが、本来、最賃の水準は、最低賃金法第1条の目的を満たしているかを議論する必要がありますと考えます。単に引上幅の議論ではなく賃金の絶対水準を重視した議論が必要だと考えます。

現在、ワーキングプアと言われる年収200万円以下、さらには貧困家庭の増加が依然高いと考えています。今日も意見書が労働団体から出ていましたが、その近辺で暮らしている人が厳しい生活実態であることを鑑みると、大きく引き上げる必要があると考えます。その金額は連合も言っている“誰もが千円”への引き上げをお願いしたい。

2010年6月の雇用戦略対話で政労使が合意した、“全国平均千円”というというものがありますし、直近では成長戦略実行計画等にも“早期に千円”と書かれており、そこをしっかりと重視していくべきだと考えています。

また、最賃の機能として、労働者の賃金額を保証することで労働条件の向上を図ることや、労働者の生活の安定、労働能力の質的向上を目指すという点から、家族の生活に必要な賃金水準を確保することが必要だと考えます。

さらに、生活の観点以外にも、労働の対価である賃金水準という観点からも大幅な引上げが必要だと考えます。私たち労働者側委員は、安定した生活ができる水準として設定すべきとして、最低賃金の金額近傍で働く労働者の引上げを主張しますが、個別企業の業績を無視すると

いうことではありません。その点を理解いただきながら検討していきたいと思っております。

服部部会長

続いて使用者側委員の意見をお願いします。

梶原委員

愛知の地域別最低賃金については、ここ数年政府の方針、いわゆる骨太の方針によって、年率3%と大幅な引き上げが続いています。

本来最低賃金は、こういった政策によって上げられるものではなく、法律で定められた生計費、賃金、それから企業の支払い能力、本来の最低賃金の決め方に準拠したかたちで決めるべきだというのが我々の従来の主張です。この点は、今年も変わるものではないと思っています。

そういった基本的な考え方の中で、現在の企業をめぐる経済情勢というのは大変厳しいということですので。今年の春の賃上げ、我々はその賃上げの動向を一番重視していますが、この点では、昨年よりも下がっている状況です。

今後も、消費税や米中貿易の問題など先行きの不透明な状況の中で、政府方針であるGDPが年3%に到底届かない中で、方針に従った引上げが今年もされることを非常に危惧しているところです。

特に中小企業に対する影響が大きいと考えており、先ほど申し上げたとおり、愛知の状況を踏まえて、法律に基づいた適切な審議がここでされることを望んでいます。

以上です。

服部部会長

それぞれの立場を代表して所信表明がございましたが、さらに意見などありますか。

(な し)

服部部会長

本年度における愛知県最低賃金の改正審議に向けて労使双方から基本的な意見をいただいたところです。

次回の専門部会の時には、中央最低賃金審議会の目安額が示されていると思いますので、今回は具体的な金額の審議に入っていくことになると思います。労使共に円滑な審議がされるよう協力をお願いします。議題(5)につきましては、本日はここまでとします。

続いて、議題(6)「その他」です。各委員から何か議事がありますか。ないようなら、事務局からの説明、事務連絡などありますか。

山田主任賃金指導官

次回の第2回専門部会は、8月2日金曜日午後3時から予定しています。午後1時半から本審があり、そのあとに引き続きこととなります。会場は3階共用中会議室になります。

服部部会長

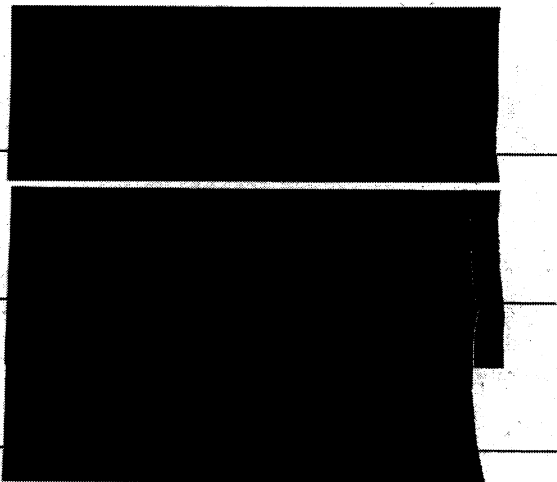
はい、今回は8月2日に、本審と引き続いて専門部会を行いますのでお願いします。これで本日の審議を終了します。

(署名欄)

部会長

労働者側代表委員

使用者側代表委員



令和元年7月26日 第1回専門部会 議事録